平成２２年（フ）第４３号
長野県飯田市鼎下山784番地１　パーシモン101号
債務者　神崎　義治
１　決定年月日時　平成22年８月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第６４号
長野県飯田市馬場町３丁目397番地４
債務者　谷川　完樹
１　決定年月日時　平成22年８月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第６３８号
兵庫県尼崎市東園田町４丁目154番地の５県営住宅北鉄筋２号棟306号
債務者　中山　多美
１　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６５７号
兵庫県尼崎市東園田町１丁目340番地の２東園田ハイツ307、住民票の住所大阪市北区南扇町２番11―403号、前住所兵庫県伊丹市森本３丁目182番地
債務者　幅下　きみ
１　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６６０号
兵庫県尼崎市東園田町１丁目340番地の２東園田ハイツ307、前住所兵庫県伊丹市森本３丁目182番地アエロポール伊丹202号
債務者　精密鈑金工業こと　幅下　泰行
１　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４０９号
大分市大字田尻253番地の２
債務者　佐藤美津子
１　決定年月日時　平成22年８月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４１４号
千葉県我孫子市湖北台７丁目３番18―201号
債務者　近藤由美子
１　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４７４号
千葉県松戸市西馬橋蔵元町122番地　イハラコーポ201号
債務者　水田　定則
１　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４７５号
千葉県松戸市西馬橋蔵元町122番地　イハラコーポ201号
債務者　水田三喜男
１　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４８７号
千葉県松戸市上矢切280番地
債務者　嶋根　郁夫
１　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４９０号
千葉県松戸市松戸新田579番地の37　ジュネパレス松戸第29―105号
債務者　柏崎　賢一
１　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５１０号
千葉県松戸市上本郷2868番地サークルＫＭ302号
債務者　志村　陽子
１　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５１３号
千葉県松戸市二十世紀が丘丸山町77番地の２
債務者　近藤　愛子
１　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５１９号
千葉県柏市永楽台１丁目６番７号
債務者　橋本　康衛
１　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５２０号
千葉県柏市永楽台１丁目６番７号
債務者　橋本　直子
１　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５２２号
千葉県野田市西三ケ尾484番地の15
債務者　住田　和子
１　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５２４号
千葉県野田市関宿台町1989番地９
債務者　藤井　政幸
１　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部